

5 字 監 第 31 号
令和 5 年 8 月 17 日

宇美町長 安 川 茂 伸 殿

宇美町監査委員 平 島 忠 雄

宇美町監査委員 安 川 禎 幸



令和 4 年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査意見
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項及び宇美町監査基準（令和 2 年告示第 1 号）第 15 条の規定により審査に付された令和 4 年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年度 宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書

1. 審査の対象

令和4年度 宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2. 審査の時期

令和5年7月19日、8月8日（2日間）

3. 審査の着眼点

歳入歳出決算書、同決算事項別明細書等の調書（以下「決算書等」という。）が、関係法令に準拠して作成され、計数に誤りはないか、予算執行及び財政運営は適正に行われているか等を審査した。

4. 審査の実施内容

宇美町監査基準の規定に基づき、町長から送付された決算書と審査資料との照合点検を行うとともに、関係職員からの聴取、決算値の推移、他自治体との比較などを行い、審査を実施した。

5. 審査の結果

審査に付された決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確で、予算執行及び財政運営も適正であると認められた。

6. 決算の概要

(1) 総括

令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、

歳入総額	5億 584万 1,566円
歳出総額	4億 8,149万 9,670円
歳入歳出差引額	2,434万 1,896円

翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、2,434万 1,896円の黒字となっている。この実質収支から前年度の実質収支 2,188万 4,111円を差し引いた単年度収支は 245万 7,785円の黒字となっている。

(2) 歳入の状況

歳入総額は、前年度比 8.0%、3,740 万 9,687 円の増であった。

歳入の増は、1 款後期高齢者医療保険料が、被保険者数の増加に伴う調定額の増などにより 2,335 万 6,706 円（7.2%）増の 3 億 4,760 万 8,296 円、3 款繰入金、1,129 万 1,626 円（9.2%）増の 1 億 3,450 万 8,901 円となったことが主な要因である。

(3) 歳出の状況

歳出総額は、前年度比 7.8%、3,495 万 1,902 円の増であった。

歳出の増は、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、保険料収入の増に伴う保険料負担金及び事務費負担金が増加したため 3,317 万 6,497 円（7.6%）増の 4 億 6,771 万 1,234 円となったことが主な要因である。

7. 審査の意見

被保険者数は、制度開始時の平成 20 年度当初の 2,995 人から年々増加し、令和 4 年度末では 4,803 人となり、前年度末との比較では 251 人（5.5%）増となっている。また、いわゆる団塊の世代が後期高齢者の年齢に到達し始めたため、被保険者数は、さらに増加することが見込まれる。

保険料軽減状況は、7 割、5 割、2 割軽減など何らかの軽減を受けている軽減件数の総賦課件数に占める割合は 75.1%で、糟屋地区で 2 番目に高い割合となっており、県合計の 71.2%を上回っている。また、7 割軽減の件数が 57.8%で、前年度比 151 件（7.3%）増となっている。

収納状況は、現年度分の収納率が 99.15%で、前年度比 0.37 ポイントの減、滞納繰越分の収納率が 17.55%で、前年度比 2.65 ポイントの増となっている。国民健康保険税の現年度分滞納者が 75 歳を迎え、後期高齢者医療保険料の現年分滞納者となる件数が増えてきているため、国民健康保険税と連動した収納対策に力を入れていきたい。

後期高齢者医療の医療費の内訳で注目すべきところは、脳梗塞・慢性腎臓病・糖尿病などの生活習慣病が占めていることである。これらの疾患は重症化すると 1 件当たりの医療費が高くなるため、重症化させない取組が重要である。引き続き「高血圧ゼロのまち」等で町民意識の向上を目指し、更なる医療費適正化への取組を期待したい。